2021年8月11日発行 FAX枚数：全1枚

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 31
〒683-0853 米子市両三柳877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

期間延長されました！

新型コロナウイルス感染症の影響により

従業員を休ませた場合に従業員本人が国から給付金を受けられます

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」

FAX情報No.22（4月14日発行）でお知らせした段階では対象となる休業期間が4月30日まで、申請期限が7月31日まででしたが、その後延長されました。内容は以下の通りです。

【制度概要】

・新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされた従業員のうち、**事業所から休業分の賃金が支払われていない方に対し、国から給付金が受け取れます。**

※休業前賃金の8割,日額上限9,900円（令和3年4月までは上限11,000円）
※残り2割分を事業所が補填することはできません

・事業所、本人どちらからでも申請が出来ます。（オンライン又は郵送）

・事業主は休業の事実についての確認書類作成のみで、金銭的負担はありません。

（休業の例）
・従業員が発熱したため大事を取って休ませた。
・従業員が濃厚接触者になったため、自宅待機になった。

【対象者】

中小企業：令和2年10月1日から令和3年9月30日までに事業主が休業させた労働者
※パート･アルバイトを含むシフト制の方や雇用保険被保険者ではない方も対象です。

【支援金額の算定方法】

休業前の1日当たり平均賃金 × 80%※ （1日当たり9,900円が上限）

× （各月の日数（30日又は31日） － 就労した又は労働者都合で休んだ日数）

【申請期限】

対象者	休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
中小企業の労働者	令和2年10月～令和3年6月	令和3年9月30日（木）
	令和3年7月～9月	令和3年12月31日（金）

【郵送申請をする場合の郵送先】

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金･給付金担当 行

［申請に関する相談窓口］ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金･給付金コールセンター
電話:0120-221-276（月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15）